

## 資料補足

西東京市地域生活支援拠点等整備作業部会委員の皆様、日頃より、当市の障害福祉施策にご理解・ご協力いただき誠にありがとうございます。

さて、令和3年度第2回西東京市地域生活支援拠点整備作業部会につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、特別措置法に基づく緊急事態宣言が発令されたため、書面開催といたしたところです。

つきましては、別添の資料を送付させていただきますとともに、簡単ではありますが、以下のとおり、補足の説明をさせていただきます。

### 【資料1】

6月25日に実施をいたしました令和3年度第1回西東京市地域生活支援拠点等整備作業部会の会議録（案）となります。事前にメールにて会議録（案）を送付させていただき、以下の1箇所について委員より修正意見がありましたので、その点について修正させていただきました。他にも修正等のご意見がございましたら、別紙1「承認確認・意見聴取票」にご記入をお願いします。他に修正等のご意見がない場合は、ご承認をいただいたとみなし、会議録を確定させていただきます。

・3頁下から12行目 （誤）「動かざるおえない」→（正）「動かざるを得ない」

### 【資料2】

7月8日に実施いたしました西東京市地域生活支援拠点等整備ワーキンググループの要点録（案）となります。自立生活体験事業につきましては、資料3で説明をさせていただくとともに、睦月会と打合せを実施し、緊急保護事業と併せて双方で受入体制の確認を行うこととなっております。

相談機能の整理を行った上で、専門的人材の育成を検討していく予定であります。

### 【資料3】

前回たたき台として作成した自立生活体験事業（短期入所）（案）のチラシに、皆様からご指摘いただいた箇所と不足していた箇所を加筆いたしました。

#### 【1、利用期間につきまして】

加筆部分：※長期的な利用ではなく、短期的に目標を定めて自立生活の体験を行います。 前回の会議でご指摘のありました、一回の利用についてですが、原則7日間の利用ですが、利用者様ごとに相談をしながら、必要に応じて決定いたします。

#### 【2、受付時間について】

加筆部分：受付時間 平日午前8時半から午後5時まで 記載がなかったため、追記いたしました。

改めて内容をご確認いただき、修正等なければご承認いただき確定させたいと存じます。

#### 【資料4】

地域生活支援拠点等整備ワーキンググループへの計画相談事業所の参加について、前回の地域生活支援拠点等整備作業部会にて、計画相談事業所と困難ケースを共有したり、事例で勉強をしていくことが大切との話がありました。

そのため、令和4年2～3月頃を目途に、現在基幹相談支援センターと地域活動支援センターで構成をされている地域生活支援拠点等整備ワーキンググループに、別紙に記載されている計画相談事業所にもご参加いただき、事例の検討等を実施していきたいと考えております。

#### 【資料5】

本資料は、地域活動支援センターと基幹相談支援センターの役割整理の検討に伴うアンケートの集計結果となります。市内地域活動支援センターと基幹相談支援センターが回答をいたしました。

2 ページ目は、相談支援事業所、基幹相談支援センター、地域活動支援センターの連携状況の集計結果となります。

- ① においては、相談支援事業所から基幹相談支援センターへは地域活動支援センターの約40倍の連絡が入っていることが分かりました。
- ② においては、相談支援事業所にも対応依頼を行っているケースが多数見受けられることが分かりましたが、割合としては地域活動支援センターの依頼よりも基幹相談支援センターからの依頼の方が多い状況です。
- ③ 基幹相談支援センターと地域活動支援センターで情報共有や対応依頼等で連携をしたケースについては、地域活動支援センターからの依頼や共有よりも、基幹相談支援センターからの依頼・共有の方が件数が多いことが分かりました。
- ④ 基幹相談支援センター、地域活動支援センター毎で情報共有や対応依頼をしているケースもありますが、基幹から地活への連絡が、地活から基幹への連絡の約10倍にのぼることが分かりました。

現状において、相談事業所からの連絡については、相談の入り口に偏りがみられること、地域生活支援センター、基幹相談支援センターにより数値にばらつきがあること等も見受けられました。

基幹相談支援センター、地域活動支援センター、連携しているケースについての詳細は記載のとおりです。

3 ページ目については、他機関（地活⇒地活、基幹⇒基幹、地活⇔基幹）対応を依頼したものの対応不可と言われ他機関での対応・連携ができなかったケースの詳細となります。このようなケースについては、どの機関が中心となり対応をすることが望ましいのか、今一度検討・確認をする必要があると感じました。

4 ページ目については、依頼を躊躇したケースの詳細と、なぜ躊躇したかという理由をまとめたものとなります。情報提供に関すること、未治療の方の対応、他機関でも相談を実施している場合、利用者が継続相談を希望されている場合等28件ほど悩みながらも対応

を継続しているケースがあるということが分かりました。十分に流動をしていない場合は、ケースの滞留や抱え込み等が生じる可能性もあり、その対応により本当に支援が必要な方に支援が行き届かなくなってしまう可能性もあるため、依頼を躊躇せずに行うためにどのような体制が必要か等について、次回以後のワーキンググループ内で検討をしていきたいと考えております。

5 ページ目はそれぞれの機関が考える基幹相談支援センターと地域活動支援センターの役割となります。国の動向を参考としたり、市の進むべき方向性等を見据えながら、それぞれの機関の方向性・認識を一致させていく必要があると考えております。

<資料に係る問い合わせ先>

西東京市 健康福祉部 障害福祉課 障害者相談係  
連絡先：042-420-2805（直通）